

和歌山県フットサル連盟 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、和歌山県フットサル連盟（英名を Wakayama Futsal Federation、略称をW.F.F、以下「本連盟」）という。

第2条 和歌山県フットサル連盟は、ここに本連盟の規約を定める。

(統 括)

第3条 本連盟は、社団法人 和歌山県サッカー協会の統括を受ける。

(事務局)

第4条 本連盟は、事務局を社団法人 和歌山県サッカー協会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本連盟は、社団法人 和歌山県サッカー協会の指導のもと、フットサル競技会の開催・運営を通じてフットサル競技の普及、及び振興を図り、組織を構成する団体相互の親睦と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フットサル競技会の開催に関すること
- (2) フットサル競技の研究及び指導に関すること
- (3) フットサル指導者及び審判の養成に関すること
- (4) フットサルの普及に関すること
- (5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟チームの会費
- (2) 和歌山県サッカー協会からの補助金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる利息
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第7条 本連盟の資産は、会計が管理し、会計が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会計が編成し、連盟役員の議決を経なければならぬ。

(収支決算)

第9条 本連盟の収支決算は、会計が作成し、収支決算書に会計監査の承認を受けた後、連盟役員の承認を受けなければならない。

2、本連盟の収支決算に剩余金があるときは、連盟役員の議決を経て、次年度に繰り越すことができる。

(会計年度)

第10条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 連盟長 1名
- (2) 副連盟長 2名(紀北:1名、紀南:1名)
- (3) 競技長 2名(紀北:1名、紀南:1名)
- (4) 審判長 2名(紀北:1名、紀南:1名)
- (5) 会計 2名(紀北:1名、紀南:1名)
- (6) 会計監査 4名(連盟:2名、紀北:1名、紀南:1名)
- (7) 事業企画運営 2名
- (8) 事務局 1名

(職 務)

第12条 連盟長及び副連盟長は、連盟役員会で推挙する。連盟長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。連盟長は連盟役員会の議長となる。

副連盟長は、連盟長を補佐し、連盟長に事故等があった時は、その職務を代理する。

2、連盟役員は、連盟長が加盟チームの中から指名する。選出及び指名するそれぞれの連盟役員の数とその選出方法はその都度協議する。

3、前条の役員(3)～(8)には、必要に応じて役員補佐を置くことができる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、連盟役員会の議決を経て連盟長が委嘱し、本連盟の財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること
- (2) 貢献の状況について不正の事実を発見したときは、これを連盟役員会に報告する。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、連盟役員会を招集する。

(役員の任期)

第14条 本連盟の役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第15条 役員は、次のいずれかに該当するときは、連盟役員会において、連盟役員の在籍者数の3分の2以上の議決により、その役員を解任する。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認めたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき

第5章 名誉会長

第16条 本連盟に、名誉会長を若干名置くことができる。名誉会長は、連盟長の推薦により、連盟役員会の議決を経て連盟長が委嘱する。

第6章 事務局

第17条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2、本連盟の活動状況の公開、各種大会・行事案内や結果等を広く告知することを目的とし、次のURLにホームページを設置する。(<http://wakayama-futsal.hpt.infoseek.co.jp/>)

3、本連盟への連絡手段、及び事務局への問い合わせ先として、次の代表メールアドレスを設置する。(wakayama-futsal@y6.dion.ne.jp)

第7章 会議

(連盟役員会の招集)

第18条 連盟役員会は、年2回以上連盟長が招集する。ただし、連盟長が必要と認めたとき、又は連盟役員の在籍者の3分の1以上が会議に付すべき事項を示して、連盟役員会の招集を請求されたときは、連盟長はその請求があった日から速やかに連盟役員会を臨時に開催しなければならない。

(連盟役員会の定足数)

第19条 連盟役員会は、それぞれの在籍者の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなすものとする。議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 本規約等の定める会議においては、議事録を作成し、速やかに本連盟事務局に提出する。ただし、議事録の提出形式については、FAX、電子メール等の形式を問わない。

第8章 加盟チーム

(加盟チーム)

第21条 本連盟の目的に賛同し、同時に所属する社団法人 和歌山県サッカー協会の加盟資格を有したチームは、連盟役員会の議決を経て、本連盟の加盟チームとなることができる。

(資格喪失)

第22条 本連盟の加盟チームが次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本連盟の解散
- (2) 社団法人和歌山県サッカー協会でのその地位の喪失
- (3) 除名

(除名)

第23条 本連盟の加盟チームが次の各号に該当するときは、連盟役員会の議決を経て、連盟長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、またはその目的に違反する行為があったとき
- (2) 本連盟が開催・運営するフットサル競技会の規則等に違反する行為があったとき
- (3) 本連盟が定める会費を、本連盟が示す期日までに支払わなかったとき

(会 費)

第24条 加盟チームは、別に定める会費を毎年度、本連盟が示す期日までに納入しなければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の保管)

第25条 本連盟は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 本連盟規約、及びその他諸規程
- (2) 役員の名簿
- (3) 規約等に定める議事録
- (4) 収入及び支出に関する帳簿並びに証票書類
- (5) 各種大会記録
- (6) その他必要な書類及び帳簿

(本規約細則)

第26条 本規約の施行についての細則は連盟役員会の議決を経て別に定める。

(本規約の改廃)

第27条 本規約の改廃は、連盟役員会の議決による。

付 則

この規約は、平成22年4月1日より施行する。